

院内感染対策に関する取り組み

1. 院内感染対策に係る基本的な考え方

当院では、全職員が積極的に感染対策に取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生した感染症に対しては、拡大しないよう可及的速やかな対応を行うことに努めています。

2. 院内感染対策に係る組織体制とそれに関する基本方針

①感染対策に関する組織

○「感染対策室」：

病院長の直轄に設置し、内科医師（感染制御医師）、感染対策専従看護師（感染管理認定看護師）を中心とした院内で選抜された感染対策チーム（以下ICT）と連携し感染防止対策の実務（感染に関する教育・週1回程度の院内ラウンドなど）を行っています。また抗菌薬適正使用支援チーム（以下AST）を組織し、抗菌薬の適正使用の実務を行っています。

○「感染対策委員会」：

病院長をはじめ院内すべての部門の代表者が参加し、感染対策に関する最終決定機関として毎月1回開催しています。

○「リンクドクター／リンクナース」：

感染対策委員会内部組織として、診療部、看護部内に設置し、ICT・ASTと連携し患者さん、職員への対応、周知に努めています。

②職員教育

全職員対象の研修会を年2回以上実施し、さらに新人職員など職員の業務内容や知識レベルに応じて、知識の提供、情報提供、手洗いなどの実習を行っています。また学会、研究会参加者の報告や、感染に関する最新情報の提供なども随時行っています。

③感染予防策

標準予防策として、すべての患者さんに対して、感染症の有無に関わらず、血液、体液、分泌液、排泄物などを“感染性があるもの”として対応（手指衛生・手袋やエプロンなどの个人防护具の装着など）しています。

④感染症発生時の対応と報告

日常的に発生する感染症の発生状況を把握するため、厚生労働省内機関の定める診断基準に則り、サーベイランス（監視・調査）を行っており、それらは感染対策委員会、感染対策室を通じて速やかに職員に周知徹底されます。さらに必要に応じて、保健所などの関係機関への報告を行っています。

3. 抗菌薬適正使用のための方策

当院では、ASTが抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

4. 他の医療機関等の連携体制と第三者機関評価

院内での取り組みだけでなく地域の医療機関と連携し、感染対策に取り組んでおり、その内容を厚生労働省に届出し、認定されています。また、日本病院機能評価機構の施設認定の一環として、感染対策に対する体制や取り組みについて定期的に審査を受け認定されています。

病院長

2025/4/1

